

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番地先まで 同市大字美女木字向田一一五九	戸田市大字美女木字向田一一五 七番三地先から	区 間
八・四五 一三二・五三	七・七二 一一・三二	敷地の幅員 (メートル)
九二・六〇		延 長 (メートル)
		備 考